

インクルーシブデザインサービス ippo

運営規程

株式会社 IPPO

株式会社 IPPO
インクルーシブデイサービス ippo 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 IPPO が開設するインクルーシブデイサービス ippo 以下「事業所」という。)が行う指定放課後等デイサービスの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の児童指導員、保育士等(以下「従業者」という。)が、障害児に対し、適正な指定放課後等デイサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、障害児が日常生活における基本動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。

2 従業者は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、障害児又はその支援を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

3 指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、指導技術の進歩に対応し、適切な指導技術をもってサービスの提供を行う。

4 常に障害児の心身の状況を的確に把握するとともに、必要に応じ、当該障害児の心身の特性に応じた指定放課後等デイサービスの提供ができる体制を整える。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 インクルーシブデイサービス ippo
- 二 所在地 神奈川県座間市相武台3丁目42-58 グリーンコート相武1F

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 児童発達支援管理責任者 1名

児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成の業務のほか、事業所に対する指定放課後等デイサービスの利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

- 三 保育士・児童指導員等 2名以上(内2名常勤)
障害児に対し、適切な指導及び療育を行う。
- 四 機能訓練担当職員 必要に応じて配置
- 五 指導員 必要に応じて配置

三、四、五、全てにおいて障害児に対し、適切な指導及び療育を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 ①月曜日から金曜日
- ②土曜日、学校休業日

ただし、祝日及び夏期（8月13日～8月16日）、
年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

- 二 営業時間 ①13：00～17：30
- ②9：30～16：30
- 三 サービス提供時間 ①13：30～17：00
- ②10：00～16：00

(指定放課後等デイサービスの利用定員)

第6条 利用定員は10名とする。

(指定放課後等デイサービスの内容及び支給決定保護者から受領する費用等について)

第7条 事業所は、指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から、こども家庭庁が定める費用の額の支払を受けるものとする。

3 事業所は、前2項の支払いを受ける額のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができるものとする。

(1) 日用品費

(2) 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当であるもの

4 事業所は、前3項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対して交付する。

5 事業所は、第3項に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得る。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、座間市、大和市とする。

(利用にあたっての留意事項)

第9条 利用者が指定放課後等デイサービスの提供を受ける際、利用者側が留意すべき事項を記載

する。

1 デイサービスの参加時に個人で必要となる物品（タオル、ハンカチ、コップ、歯ブラシ、おむつなど）を持参して頂く。

2 貴重品の持込は原則として禁止する。持ち込まれた場合は自己管理とし、紛失などの責任においては事業者側は責任を取らない。

3 利用前に参加される本人の身体状況や家族状況、緊急連絡先などの情報をデイサービスに提供する。

4 参加当日の様子などを連絡ノートに記載しておく。

（緊急時等における対応方法）

第10条 従業者等は、指定放課後等デイサービスを実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第11条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

（虐待の防止のための措置）

第12条 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合にはただちに防止策を講じ市町村へ報告する。

- 一 虐待防止に関する責任者 井口 幸代子
- 二 虐待防止対策検討委員会を定期的に開催する
- 三 委員会での検討結果を従業員に周知徹底すると共に従業員への研修も定期的に実施する

（身体拘束等の禁止）

第13条 事業者は指定放課後等デイサービスの提供にあたっては、障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他障害児の行動を制限する行為を行わない。

二 事業者はやむを得ず身体拘束等行う場合は、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録する。

三 事業者は身体拘束等の適正化を図る為、次に掲げる措置を講じる。

- 1 身体拘束等の適正化のための対策検討委員会を定期的に開催すると共に、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- 2 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 3 従業員に対して、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（感染症等の予防及び蔓延の防止）

第14条 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように次に掲げる措置を講

じる。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）の定期的な開催及びその結果についての従業者への周知

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

(3) 従業者に対する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施

(業務継続計画の策定に関する事項)

第15条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する必要なサービス提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、必要な措置を講ずるものとする。

2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(安全計画の作成等)

第16条 事業者は、障害児の安全の確保を図るため、事業所ごとに、事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知するものとする。

4 事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての重要事項)

第17条 事業所は、従業者等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後3カ月以内

二 継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社I P P Oと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年3月1日から施行する。